

1 農薬の登録制度

農薬は、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行っています。試験の結果、安全と認められる農薬のみを登録し、定められた使用方法を遵守することで、その安全性を確保しています。

試験の実施

メーカーが、安全性等に関する試験を実施

農薬の登録

国が審査し、安全と判断したもののみ登録

使用方法の遵守

登録された農薬を、定められた使用方法に従って使用

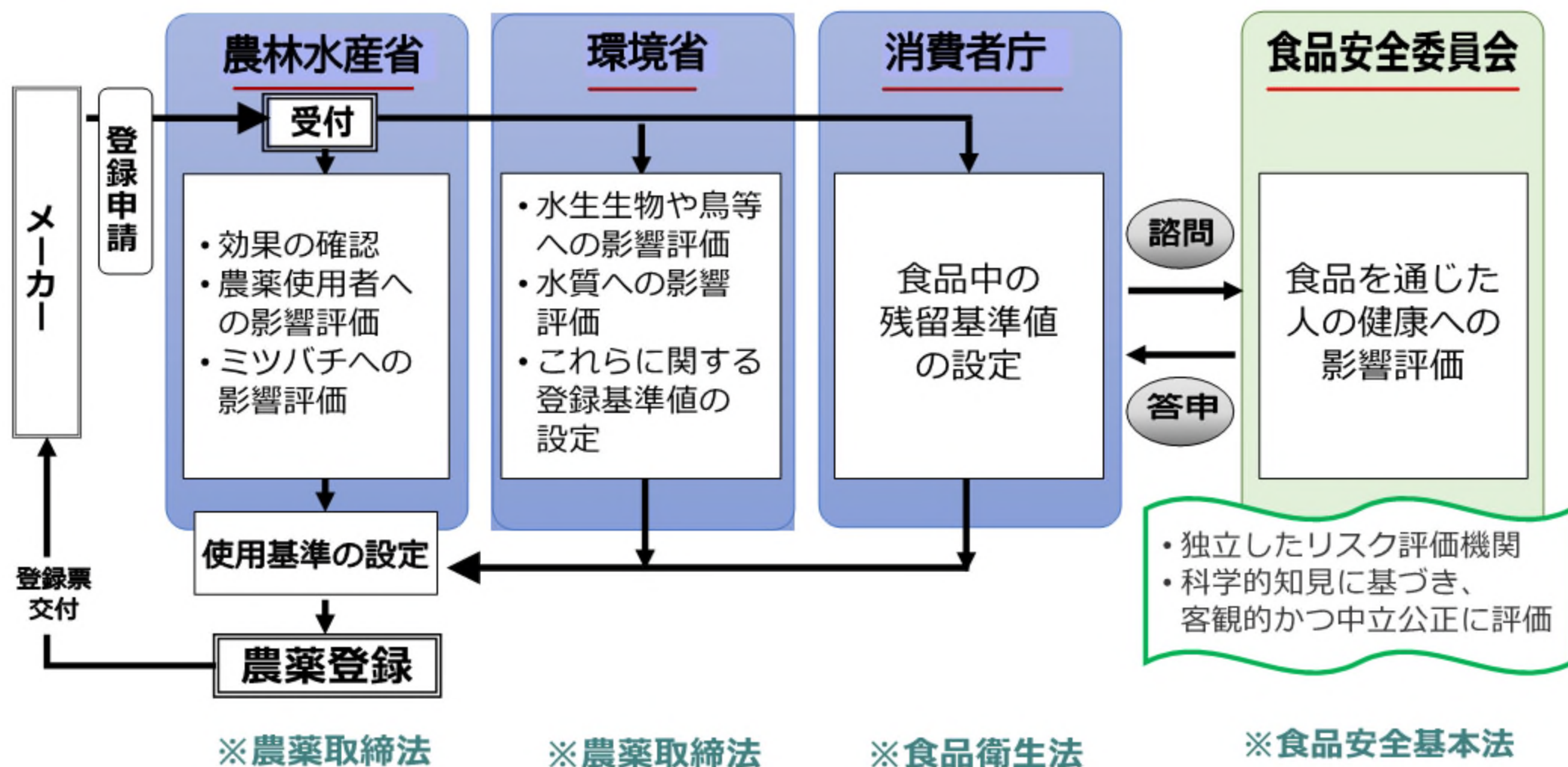
農薬の登録申請時に必要となる試験成績

- ①【薬効・薬害】 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ②【毒性試験】 毒性に関する試験（人への健康影響）
（急性経口毒性、皮膚刺激性、遺伝毒性、発がん性、急性神経毒性など）
- ③【残留試験】 農作物等への残留に関する試験
- ④【環境影響】 土壌や魚類等の環境への影響に関する試験
（土壌残留、土壌中の動態、魚類・甲殻類・ミツバチ等の影響など）



2 農薬の登録制度（関係省庁と役割）

安全性が確認された農薬だけを登録するために、関係省庁が連携して取り組んでいます。



肥料は作物の栄養源！

～植物の栄養と肥料～

植物の正常な生育を促すためには、植物に必要な**栄養(元素)**を必要なだけ確保しなければなりません。一定量を確保できる必要元素は、**土壌や灌漑水**からだけでは十分に供給できないため、**肥料で補う必要があります**。肥料は作物の生育にとってとりわけ重要な**“栄養分”**と言えます。

○肥料

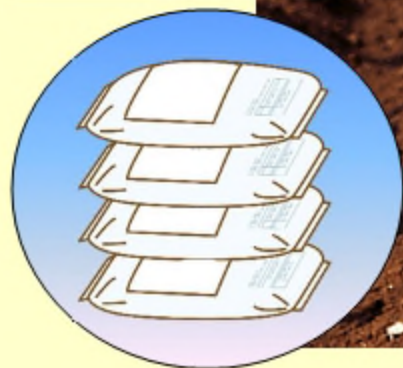


植物の生育に
必要不可欠なもの
→ **空気・水**

○液体肥料



農作物は、N、P、K(窒素、リン酸、カリ)等の無機成分を根から吸収して生育します。これらの成分を補い、安定的に農作物に供給するものが**肥料**です。



○土壌改良資材



○有機質肥料

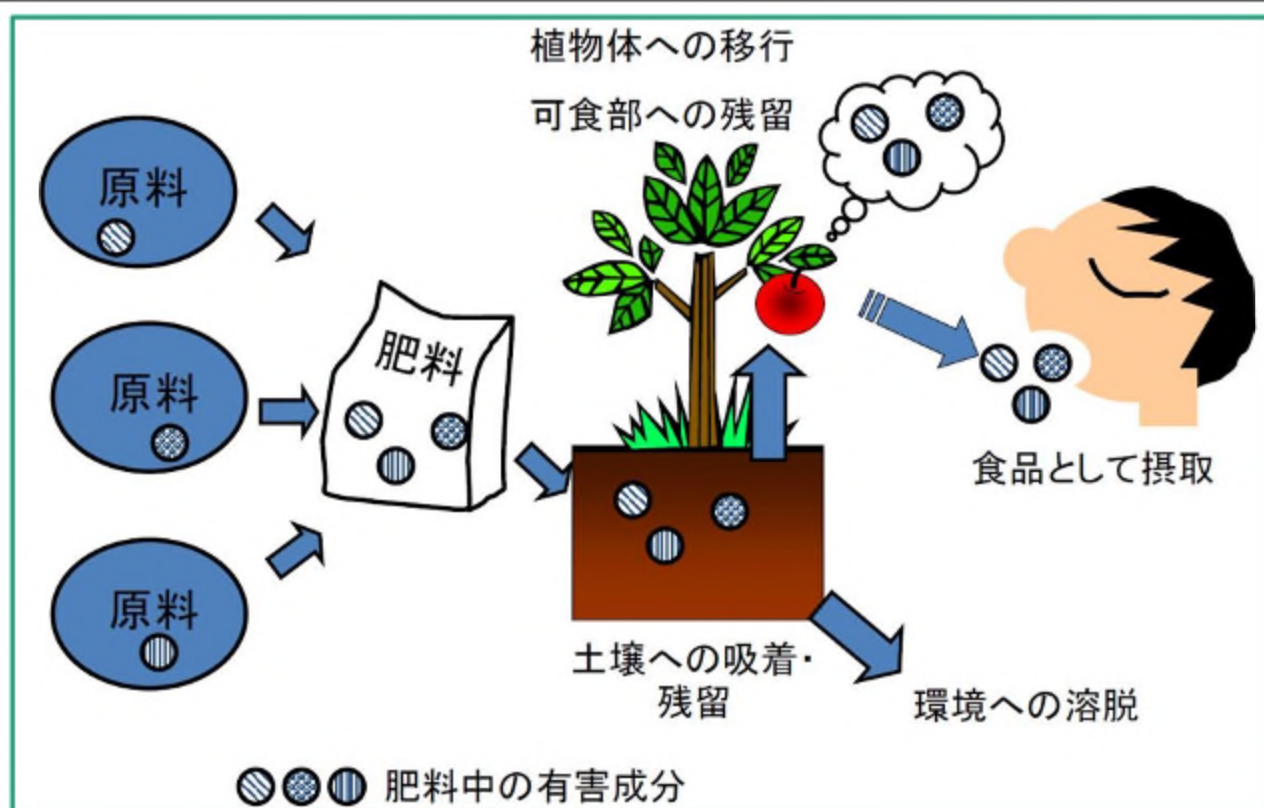
▲ 作物の生産に必要な肥料や資材

肥料の品質の確保
等に関する法律！

～肥料の安全性確保について～

作物が成長するためには、作物に必要な元素（窒素、りん酸、加里等）の栄養分の補給が必要です。

また、カドミウム、水銀、鉛等のように有害な重金属を過剰に与えると、作物の生育だけではなく、作物が吸収した重金属により作物を食べた人や動物に害を与え悪影響を及ぼすこととなります。



肥料法により、肥料の品質と安全性の確保が担保され、肥料の供給を受ける農家等においても安心して活用することができるという信頼が得られています！

公定規格・・・普通肥料については、品質や安全性を確保するため、肥料の種類ごとに公定規格を定められており、重金属等が許容値を超えるものの生産、流通は禁じられています。

右の表は含有が許される有害物質の一覧です。

立入検査の実施・・・流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施。

有害物質一覧

硫黄酸化物
ヒ素
亜硝酸
ピウレット性窒素
スルファミン酸
カドミウム
ニッケル
クロム
チタン
水銀
鉛

「令和6年度 農薬危害防止運動」実施中！

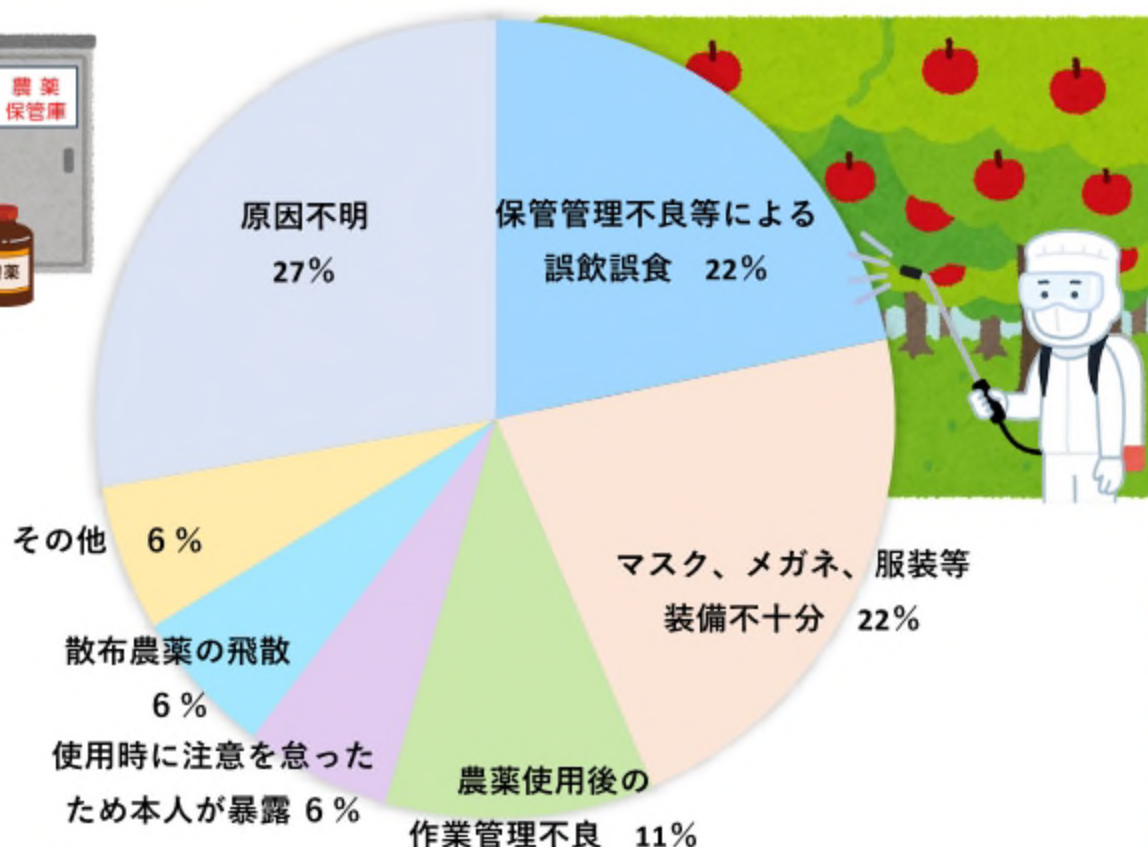
～守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況～

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える6月から8月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています！

農薬の事故はなぜ起こる？

○農薬による事故被害を防ぐためには、どのような原因で事故が起こるのかを知っておくことが重要です。

○近年の事故の傾向としては、特に保管管理不良による誤飲・誤食が多く見られています。





守ろう 農薬ラベル、 確かめよう 周囲の状況

適切な防護装備の
着用の徹底



適用病害虫と 使用方法		
作物名	適用病害虫	薬剤名
○○○○○	○○○○○	○○○○○

基本的なルール

- ① 農薬の使用前にラベルを確認
- ② 農薬の使用後は帳簿に記録



誤飲を防ぐため、
施錠による
保管の徹底



クロルピクリン剤を
使用した後の
被覆の徹底

住宅地周辺で使用する際の
周辺への配慮、飛散防止の徹底



農薬散布のお知らせ

〇〇年〇月〇日 〇時～〇時
場所〇〇〇〇 目的〇〇〇〇
農薬名〇〇〇 連絡先〇〇〇



農薬は使用前にラベルを確認 使用後は帳簿に記録

直売所管理者の皆様へ

- ▶生産者の方に、農薬の適正使用に関する注意喚起を行いましょう。
- ▶集荷の際、農薬の使用状況を確認しましょう。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬の適正使用 農林水産省

検索



令和6年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催